

平成 16 年 2 月 25 日

岡山市一般廃棄物処理業等
合理化専門委員会
委員長 奥田節夫 様

協同組合岡山環境整備協会
代表理事 富 夫



過去の代替業務の清算について

1. はじめに

包括外部監査人は平成 15 年 3 月に「平成 14 年度包括外部監査の結果報告書」を公表しました。しかし、本件監査は事前に一方の当事者である当協会の関係者の事情聴取が行われておらず、資料提出すら求めていないのであって、岡山市の提供した資料や同市の関係者の説明のみによって、作成されたものであり、監査の方法として公平性・客観性を欠くものであります。しかも、報告者は十分な監査証拠もないまま強引に結論を導いており、予断や偏見に基づき作成された誇りは逸れえません。報告書の中で「代替業務の提供は・・・合法性が疑われる」とまで記述し、市民に根拠のない誤解を与え、当協会の名誉を著しく傷付けました。数日前に包括外部監査人の主張する代替業務の個別内訳書が協会及び業者へ提示され、現在、確認作業をしているのが実情であります。本来は代替業務かどうかの確認作業を終えて、その結果を踏まえて調査し、監査報告をするのが正しいあり方と言えます。しかし大局的見地より我々協会にも反省すべき点はあります。岡山市と我々協会との話し合いに基づく覚書に関し、当事者間の損失補償の問題であるとの認識から、市民へ積極的に説明をしなかったことも事実であります。この反省を踏まえ、平成 15 年度以前の過去の代替と称される業務を合意書等の有無に拘らず、どこに真実があり、道理があるかを明らかにするため、客観的視点に立ち詳細に検討すべきであると考えます。

2. 代替業務の定義

今日まで当事者間において、代替業務とは何かという総括的で明確に定義した文書等は存在しません。しかし平成 16 年 2 月 10 日に、「岡山市においては、合特法が定める合理化事業の本質は、『補償の実態を有する支援事業』である」との結論に至っています。この観点に立ち、過去の代替業務を再度見直し検討する必要があります。

3. 清算の起点

50 台のし尿許可車両を前提に、昭和 55 年 7 月に区域調整が実施されたこと及び昭和 56 年度の年間し尿収集量 116,308 k l を基に 1 台当たりの年間し尿収

集量 2327 k l を算出し損失補償額を決定している。これは、昭和 56 年度を損失補償額のベンチマークとしていることを意味しています。これを前提として考えると、代替業務の清算の起点は、昭和 56 年度の 50 台の総業務量に対する減車支援額を算出すべきであり、具体的には、その翌年の昭和 57 年度より考えるのが論理的であります。

4. 浄化槽汚泥固液分離業務

包括外部監査の指摘している代替業務とは、協会及び業者に具体的内訳を明示せず、一方的な見解に基づき、単純に随意契約を集めたものに過ぎず、明確な定義が存在しないことは明らかであります。しかし今回初めて代替業務は「補償の実態を有する支援事業」と定義されました。

本業務の導入背景を冷静に考察すると、当時、岡山市の廃棄物処理の窮状を救うために協会が提案し、実施した経緯があります。むしろ業務支援しているのは協会であり、岡山市が業者を救済しているのではないことは歴史的事実であります。一步譲って見たとしても、岡山市と協会の関係は、当協会が一方的に支援を受けてきたというのは事実と反し、市の固有業務であるし尿の収集・運搬等の清掃の業務を適正かつ円滑に遂行していくため互恵共助の関係にあったというべきです。

業務の内容から見ると、当時から移動脱水車は収集運搬車であり、バキューム車と同じ定義に属します。当然、廃棄物処理法第 7 条（一般廃棄物処理業）の収集運搬の許可対象であり、浄化槽法第 35 条の浄化槽清掃業（浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整他）の許可対象でもあります。このため移動脱水車の許可を有しない者が動かすことは事実上不可能であります。一般廃棄物の処理計画を前提として、岡山市と許可業者が連携しなければ固液分離業務を効率よく実施することはできません。移動脱水車の装置は、当協会の関係者の永年にわたる研究や資本投下によって開発し実用化をみた装置（特許等）であって、移動脱水車の実用化によって岡山市は経費節減を達成することが出来、多大な利益を享受してきたとすらいえます。

また当新田浄化センターで処理する方法においても、当初はろ液を放流できず、張り水として各浄化槽へ戻していました。当時、業者は、ろ液を戻すために運搬業務の多大な追加協力を余儀なくされました。この業務に携わるためには、収集運搬及び清掃の許可が必要なことは言うまでもありません。その実態から補償ではなく、許可業即ち固有業務そのものであると考えられます。

なお浄化槽汚泥固液分離業務は今回の整理対象外の浄化槽汚泥についての業務であることも併せて付言しておきます。

5. 中継輸送業務

し尿陸上中継輸送業務は、し尿海上中継輸送業務が廃止せられたことから、総

合企業のし尿収集分を自社の浜野貯留槽より一宮浄化センターへ中継することに始まりました。これは補償の実態を有する支援事業と言うよりは、遠距離地区のし尿収集を標準時間内で終わるための方策であり、市が当然しなければならない責務の業務であります。なお総合企業は自社の敷地内に貯留槽を設置するため、近隣住民との事前の交渉や協議など、近隣対策を万全に行い、この業務がスムーズに実施できるように助力したことにも留意する必要があります。廃棄物処理法第7条3項の許可の要件に、「市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」が挙げられているように、当時の廃棄物処理の実態は「困難」そのものであったことを過去の新聞記事等を参照され再認識されたい。

また浄化槽汚泥中継輸送業務は一宮浄化センターの処理量が地元との合意した処理量を上回らない方法として、また当センターがし尿処理場として設計されているため、浄化槽汚泥の混入比率を低く押え、安定した処理を実現するための方策として採用されました。この業務は廃棄物処理法第7条の収集運搬の許可業務そのものであり、補償の実態を有する支援事業とはとても解せない。なお、この業務は浄化槽汚泥の収集運搬業務であり、今回の整理の対象外である浄化槽汚泥そのものであることを明確に認識する必要があります。

6. その他の代替業務

2月23日に代替業務の個別内訳書が提示され、現在、各業者に確認中であり
ます。

以上

代替業務の過去の清算(減車計算)について

<減車算定式> ・ 4億6千万円(代替業務支援額) × 10% (利益率) = 4600万円(利益) → 1台減車

<計算条件> ・ 協会分の代替業務は、昭和54年度(業務委託開始)から平成10年度(業務委託終了)までを対象として計算する。
 ・ 4業者へ提供した代替業務は、昭和55年度(昭和55年2月20日確認書翌年度)～平成15年度までを対象とし、平成15年度は予算ベースで計算する。
 ・ 代替業務の内、大部分をしめる固液分離業務、中継輸送業務については、協会分と業者分に分けて、0%、30%、50%、70%、100%の参入割合でシミュレーションした。
 ・ 物価上昇分を加味することとし、平成15年度を100として消費者物価指数の総合指数を使用し、現在価値に割り戻した。
 ・ 代替業務については、資料No.13によって積算しているが、これは、市と業界とで正式に確定したものではない。

<許可台数等>

委託業者名	S55 許可	H11 暫定許可	H16 許可台数	H15 清算台数
A社	8	5	2	6
B社	10	9	4	6
C社	9	9	5	4
D社	5	5	4	1
小計	32	28	15	17

※H15清算台数は、H11暫定減車を含む。

<消費者物価指数>

S51年	S52年	S53年	S54年	S55年	S56年	S57年	S58年	S59年	S60年	S61年	S62年	S63年	H元年
60.9	65.7	68.6	71.2	76.7	80.3	82.7	84.1	86.0	87.8	88.4	88.4	89.0	91.0
H2年	H3年	H4年	H5年	H6年	H7年	H8年	H9年	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年
93.9	96.9	98.6	99.9	100.5	100.4	100.5	102.3	103.0	102.7	101.9	101.2	100.3	100.0

<固液分離業務> S54年～H10年 K協会 H11年～ A社

<中継輸送業務> S54年～H9年 K協会 H10年～ A社

〔固液分離・中継輸送業務、全部全期間対象〕

(金額単位:千円)

<減車算定>

委託業者名	①固液,中継100%		②固液0,中継100%		③固液100,中継0%		④固液,中継0%	
	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	410,756	8.93	171,262	3.72	341,994	7.43	102,499	2.23
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	336,362	7.31	231,455	5.03	331,207	7.20	226,300	4.92
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		10.93		8.65		10.82		8.54
合計		19.86		12.38		18.26		10.77

委託業者名	②固液30,中継100%		③固液100,中継30%		④固液,中継30%	
	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	243,111	5.29	362,622	7.88	194,977	4.24
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	262,927	5.72	332,753	7.23	259,318	5.64
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		9.34		10.86		9.26
合計		14.62		18.74		13.50

委託業者名	②固液50,中継100%		③固液100,中継50%		④固液,中継50%	
	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	291,009	6.33	376,375	8.18	256,628	5.58
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	283,908	6.17	333,784	7.26	281,330	6.12
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		9.79		10.88		9.74
合計		16.12		19.06		15.32

委託業者名	②固液70,中継100%		③固液100,中継70%		④固液,中継70%	
	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	338,908	7.37	390,127	8.48	318,279	6.92
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	304,890	6.63	334,815	7.28	303,343	6.59
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		10.25		10.90		10.22
合計		17.62		19.38		17.14

[固液分離・中継輸送業務、協会のみ対象]

(金額単位:千円)

<減車算定>

	①固液、中継100%		②固液0,中継100%		③固液100,中継0%		④固液、中継0%	
委託業者名	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	410,756	8.93	171,262	3.72	341,994	7.43	102,499	2.23
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	336,362	7.31	336,362	7.31	336,362	7.31	336,362	7.31
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		10.93		10.93		10.93		10.93
合計		19.86		14.66		18.37		13.16

	②固液30,中継100%		③固液100,中継30%		④固液、中継30%	
委託業者名	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	243,111	5.29	362,622	7.88	194,977	4.24
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	336,362	7.31	336,362	7.31	336,362	7.31
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		10.93		10.93		10.93
合計		16.22		18.82		15.17

	②固液50,中継100%		③固液100,中継50%		④固液、中継50%	
委託業者名	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	291,009	6.33	376,375	8.18	256,628	5.58
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	336,362	7.31	336,362	7.31	336,362	7.31
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		10.93		10.93		10.93
合計		17.26		19.12		16.51

	②固液70,中継100%		③固液100,中継70%		④固液、中継70%	
委託業者名	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数	S54~H10代替	減車台数
K協会	338,908	7.37	390,127	8.48	318,279	6.92
委託業者名	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数	S55~H15代替	減車台数
A社	336,362	7.31	336,362	7.31	336,362	7.31
B社	103,421	2.25	103,421	2.25	103,421	2.25
C社	39,458	0.86	39,458	0.86	39,458	0.86
D社	23,764	0.52	23,764	0.52	23,764	0.52
計		10.93		10.93		10.93
合計		18.30		19.42		17.85